# 日本の地域金融の経験と現状

平成20年1月

金　融　庁

*Financial Services Agency*

# 目　次

金融庁
Financial Services Agency


## Ⅰ．我が国金融制度の歴史

1．戦後～昭和30年代（戦後の復興、高度経済成長）・・・P. 3
2．昭和40年代～昭和50年代（高度経済成長、二つのコクサイ化）・・・P. 4
3．昭和60年代、平成以降（バブル経済、その後の調整）・・・P. 5

## Ⅱ．ビッグバン以降の金融を巡る主な動き

1．金融行政機構の変遷・・・P. 7
2．金融システムの安定・・・P. 8
　① 制度整備等の流れ
　② 不良債権処理の進捗状況

## Ⅲ．地域密着型金融の取組みについて

1．地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の経緯・・・P.11
2．リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（基本的考え方）・・・P.12
3．新アクションプログラム（平成17～18年度）の経緯等・・・P.13
4．地域密着型金融（15～18年度第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要・・・P.14
5．地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について・・・P.17
6．地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて・・・P.18
7．平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について・・・P.19

# Ⅰ．我が国金融制度の歴史

# 1. 戦後～昭和30年代（戦後の復興、高度経済成長）

## 国内情勢等

● 第二次世界大戦終結（昭和20年）

**昭和20～22年　財閥解体**

「独占禁止法」「過度経済力集中排除法」施行
公正取引委員会設置

● 朝鮮戦争（昭和25～28年）

**昭和25～28年　朝鮮特需**

日本経済は戦前の水準まで回復

**昭和30～32年　神武景気**

「もはや戦後ではない」
三種の神器（白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫）

**昭和33～36年　岩戸景気**

「国民所得倍増計画」
「投資が投資を呼ぶ」
大量生産・大量消費

## 制度整備等

昭和23年　「証券取引法」施行
昭和24年　「外為法」施行

**銀証分離**

昭和26年　「相互銀行法」「信用金庫法」施行
昭和27年　「長期信用銀行法」施行

**専門金融機関制度**

昭和29年　「外国為替銀行法」施行

**内外金融市場分断**

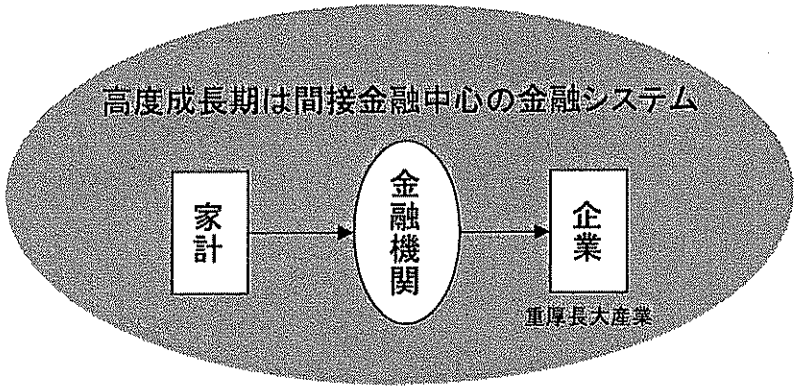


（注）銀行法は昭和2年に制定
保険業法は昭和14年に制定

## 2. 昭和40年代～昭和50年代（高度経済成長、二つのコクサイ化）

### 海外情勢

- ベトナム戦争（昭和35～50年）

昭和46年　ニクソン・ショック
金ドル交換停止

昭和46年　スミソニアン合意
1ドル＝360円→308円

- 第四次中東戦争（昭和48年）

昭和48年　変動相場制移行

- イラン革命（昭和53～54年）
  イラン・イラク戦争（昭和55～63年）

アメリカ
レーガノミクス
双子の赤字

### 国内情勢

- 東京オリンピック（昭和39年）

昭和40年～45年　いざなぎ景気
新三種の神器（カラーテレビ、クーラー、自動車）
公害発生
GDP世界二位

- 大阪万博（昭和45年）

昭和47年　列島改造論

昭和48年　第一次オイルショック
狂乱物価（卸売物価上昇率対前年比37%）

昭和48～49年　金融引締め

昭和53年　第二次オイルショック

### 制度整備等

昭和40年　証券危機
山一證券に対する日銀特融

昭和41年　国債発行開始

製造業の国際競争力の向上
→輸出の増加

輸出総額
昭和40年度
約85億ドル
⇩
昭和50年度
約558億ドル

昭和46年　「預金保険法」施行
昭和50年　特例国債発行開始

国債大量発行
家計 → 金融機関 → 政府

国債依存度
昭和45年度
4.2%
⇩
昭和55年度
32.6%

昭和54年　金利自由化開始

昭和55年　「外為法の一部改正法」施行

対外取引原則自由化

昭和56年　「銀行法（全面改正）」施行

## 3. 昭和60年代、平成以降（バブル経済、その後の調整）

| 海外情勢 | 国内情勢 | 制度整備等 |
|---|---|---|
| 昭和60年　プラザ合意<br>円高ドル安 | 昭和60年　NTT、JT発足 | |
| 昭和62年　ルーブル合意<br>ドル安に歯止め、為替相場の安定 | 昭和62年　JR発足<br>「リゾート法」施行 | |
| ● ブラックマンデー（昭和62年） | 昭和61～平成3年　バブル景気<br>株価・地価の急激な上昇<br>土地神話<br>日経平均最高値　3万8，915円<br>（平成元年12月29日） | 昭和63年　「証取法の一部改正法」施行<br>インサイダー取引規制導入 |
| | 平成元年　「消費税法」施行<br>リクルート事件<br>（竹下内閣総辞職） | 平成元年　「合併転換法」規定適用　相互銀行の普通銀行転換 |
| ● 冷戦終結（平成元年）<br>ベルリンの壁崩壊、中国天安門事件<br>● イラクのクウェート侵攻（平成2年）<br>● ソ連解体（平成3年） | | 平成2年　総量規制通達<br>平成3年　証券・金融不祥事<br>平成4年　証券取引等監視委員会設置<br>平成5年　「金融制度改革法」施行<br>BIS規制導入<br>平成6年　金利自由化完了 |
| ● EU発足（平成5年） | 平成7年　阪神・淡路大震災 | 平成7年　大和銀行NY支店事件<br>平成8年　「日本版ビッグバン」総理指示 |
| | 平成9年　消費税5%に引上げ | 平成10年　「日本銀行法（全面改正）」施行 |

# Ⅱ. ビッグバン以降の金融を巡る主な動き

# 1. 金融行政機構の変遷

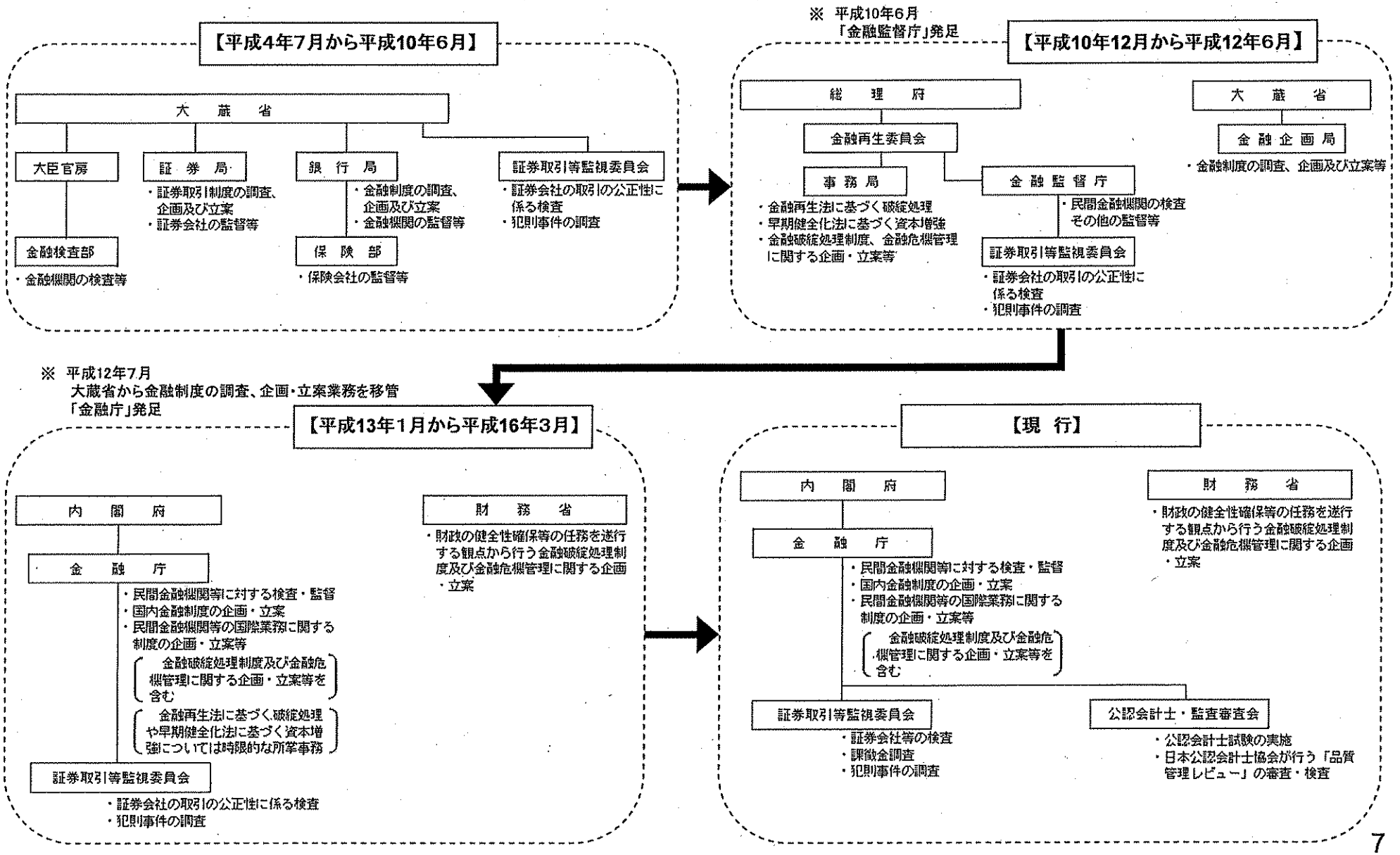
【平成4年7月から平成10年6月】
大　蔵　省
大臣官房
証　券　局
・証券取引制度の調査、企画及び立案
・証券会社の監督等
銀　行　局
・金融制度の調査、企画及び立案
・金融機関の監督等
証券取引等監視委員会
・証券会社の取引の公正性に係る検査
・犯則事件の調査
金融検査部
・金融機関の検査等
保　険　部
・保険会社の監督等
※ 平成10年6月
「金融監督庁」発足
【平成10年12月から平成12年6月】
総　理　府
金融再生委員会
事　務　局
・金融再生法に基づく破綻処理
・早期健全化法に基づく資本増強
・金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案等
金　融　監　督　庁
・民間金融機関の検査その他の監督等
証券取引等監視委員会
・証券会社の取引の公正性に係る検査
・犯則事件の調査
大　蔵　省
金　融　企　画　局
・金融制度の調査、企画及び立案等
※ 平成12年7月
大蔵省から金融制度の調査、企画・立案業務を移管
「金融庁」発足
【平成13年1月から平成16年3月】
内　閣　府
金　融　庁
・民間金融機関等に対する検査・監督
・国内金融制度の企画・立案
・民間金融機関等の国際業務に関する制度の企画・立案等
（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案等を含む）
（金融再生法に基づく破綻処理や早期健全化法に基づく資本増強については時限的な所掌事務）
証券取引等監視委員会
・証券会社の取引の公正性に係る検査
・犯則事件の調査
財　務　省
・財政の健全性確保等の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案
【現　行】
内　閣　府
金　融　庁
・民間金融機関等に対する検査・監督
・国内金融制度の企画・立案
・民間金融機関等の国際業務に関する制度の企画・立案等
（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案等を含む）
証券取引等監視委員会
・証券会社等の検査
・課徴金調査
・犯則事件の調査
公認会計士・監査審査会
・公認会計士試験の実施
・日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」の審査・検査
財　務　省
・財政の健全性確保等の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案

# 2. 金融システムの安定

## ① 制度整備等の流れ

平成8年　「住専処理法」施行
住宅金融債権管理機構設立
整理回収銀行発足

金融機関の連続破綻
三洋証券、拓銀、山一證券、徳陽シティ銀行

平成10年　「金融安定化法」施行 → 合計21行に資本増強（約1兆8千億円）
早期是正措置の導入
「金融再生法、早期健全化法」施行 → 合計32行に資本増強（約8兆6千億円）

長銀・日債銀の特別公的管理開始

平成11年　整理回収機構発足（住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併）
検査マニュアルの導入

平成13年　「預金保険法等改正法」施行
主要行の特別検査開始（～平成16年）

平成14年　ペイオフ一部（定期性預金）解禁
「金融再生プログラム」公表
（平成16年度までに主要行の不良債権比率半減を目標）

平成15年　産業再生機構設立
（平成19年3月に解散）

りそな銀行に資本増強（約2兆円）

足利銀行の特別危機管理開始

平成16年　「金融機能強化法」施行

平成17年　ペイオフ解禁

平成19年　バーゼルⅡ導入

不良債権比率の状況

| | （主要行） | （地域銀行） |
|---|---|---|
| 平成11年3月期 | 6.1% | 6.2% |
| 平成12年3月期 | 5.4% | 6.2% |
| 平成13年3月期 | 5.3% | 7.3% |
| 平成14年3月期 | 8.4% | 8.0% |
| 平成15年3月期 | 7.2% | 7.8% |
| 平成16年3月期 | 5.2% | 5.5% |
| 平成17年3月期 | 2.9% | 5.5% |
| 平成18年3月期 | 1.8% | 4.5% |
| 平成19年3月期 | 1.5% | 4.0% |

# ② 不良債権処理の進捗状況

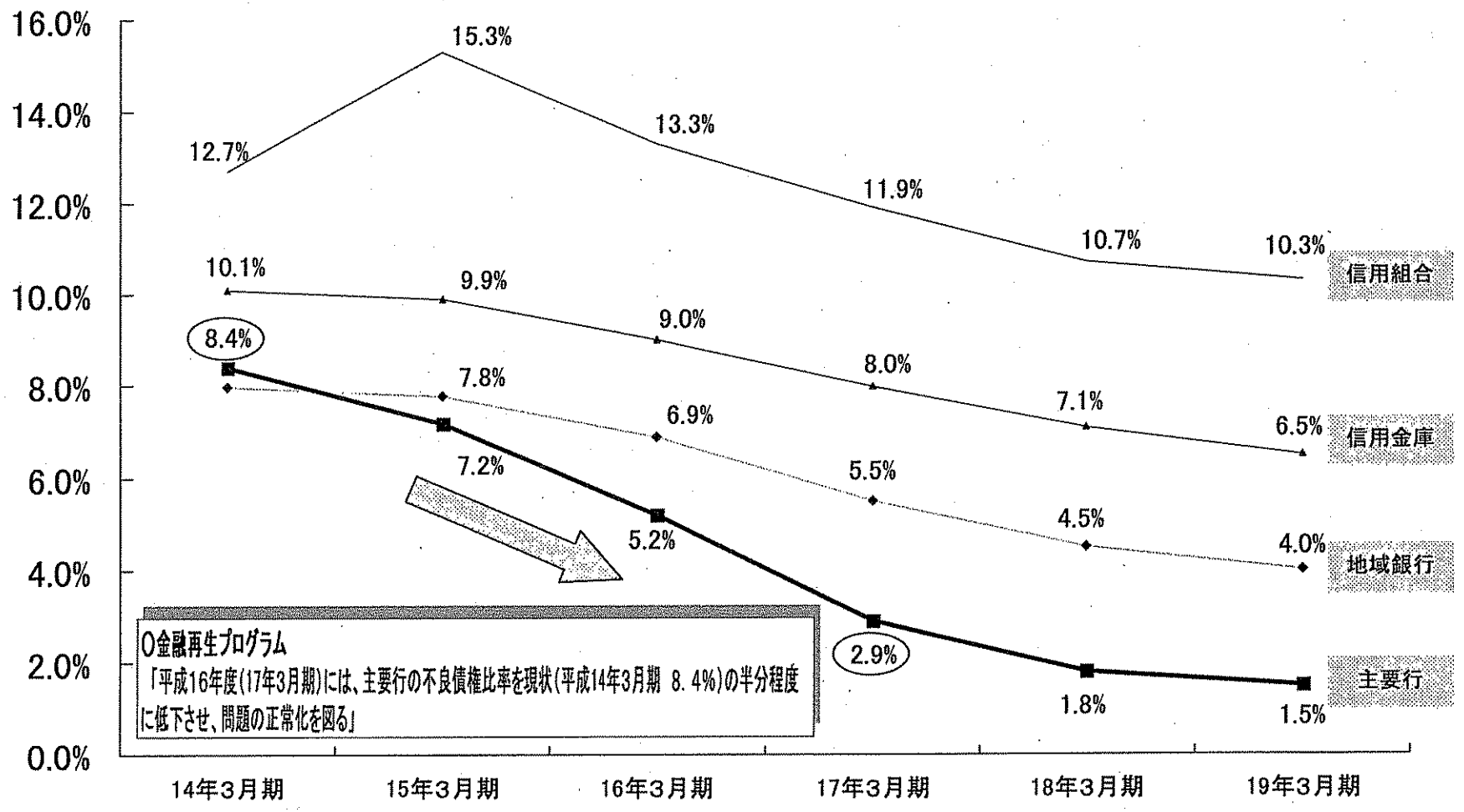


※ 計数は金融再生法開示債権ベース。
※ 信用金庫、信用組合の計数は中央機関(信金中金、全信組連)を含む。

# Ⅲ. 地域密着型金融の取組みについて

## 地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の経緯

| | |
|---|---|
| 14年10月30日 | 「金融再生プログラム」を公表 |
| 15年 3月27日 | 金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表 |
| 15年 3月28日 | 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（第1次AP）を公表 |
| 16年12月24日 | 「金融改革プログラム」を公表 |
| 17年 3月28日 | 「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」を公表 |
| 17年 3月29日 | 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（第2次AP）を公表 |
| 19年 4月 5日 | 金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表 |
| 19年 8月24日 | 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表 |

平成15年3月28日
金　融　庁

# リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（基本的考え方）

## ―中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティー）の確保―

**金融再生プログラム（14年10月30日公表）**

「中小・地域金融機関（※）の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

（※）地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

※「リレーションシップバンキング」＝長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

**金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』（15年3月27日公表）**

*《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》*

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、**リレーションシップバンキングの持続可能性（サステナビリティー）を保持**していくことが基本
- 不良債権処理は、**地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要**
- **適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保**しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含む**リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本**に据えることが適当。具体的には、**平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」**とした上で、**中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当**

## アクションプログラム

平成15～16年度の2年間（**「集中改善期間」**）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

**《Ⅰ．中小企業金融再生に向けた取組み》**

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

**《Ⅱ．健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》**

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守（コンプライアンス）
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ *各金融機関は本年8月末までに**「リレーションシップバンキングの機能強化計画」**を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表*

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性（上記金融審議会第二部会報告より）

① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難

② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ

③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

平成１７年３月２９日
金　　融　　庁

# 新アクションプログラム（平成17～18年度）の経緯等

**リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15年3月28日金融庁）**

平成１５～１６年度の２年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

**《Ⅰ．中小企業金融再生に向けた取組み》**
1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

**《Ⅱ．健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》**
1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守（コンプライアンス）
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

**金融改革プログラム（16年12月24日金融庁）**

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、**現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する**」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
（１７年２月７日以降６回及び地方懇談会２回（福岡市、大阪市））

**「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理（17年3月28日金融審議会第二部会リレバンのあり方に関するWG）**

**《評価できる点》**
- 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
- 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
- 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗

⇒「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

**《不十分な点》**
- 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- 利用者に対する情報開示が不十分　等

**《新たなアクションプログラムに期待すること》**
(1) 地域密着型金融の継続的な推進
(2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
(3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
(4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け　等

## 新アクションプログラム（平成17～18年度）

平成17～18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

**《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》**
(1) 創業・新事業支援機能等の強化
(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
(3) 事業再生に向けた積極的取組み
(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
(6) 人材の育成

**《2. 経営力の強化》**
(1) リスク管理態勢の充実
(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
(3) ガバナンスの強化
(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
(5) ITの戦略的活用
(6) 協同組織中央機関の機能強化
(7) 検査、監督体制

**《3. 地域の利用者の利便性向上》**
(1) 地域貢献等に関する情報開示
(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ *各金融機関は17年8月末までに「**地域密着型金融推進計画**」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表*

金　　融　　庁
平成 19 年7月 12 日

# 地域密着型金融（15～18 年度 第２次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要

## Ⅰ　地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計566金融機関）から公表された実績のまとめ

１．創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。

| | ＜ 15年度 ＞ | | ＜ 16年度 ＞ | | ＜ 17年度 ＞ | | ＜ 18年度 ＞ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・創業等支援融資商品による融資 | 1.9千件 179億円 | ⇒ | 2.8千件 250億円 | ⇒ | 5.4千件 603億円 | ⇒ | 6.9千件 742億円 |
| ・政府系金融機関等との協調融資 | 0.3千件 374億円 | ⇒ | 0.7千件 684億円 | ⇒ | 0.8千件 987億円 | ⇒ | 0.7千件 803億円 |

２．経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みが既に一巡し、困難事案が多いなか、第１次アクションプログラムの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・経営改善支援取組み先のランクアップ率（正常先除く） | ＜15～16年度（第１次ＡＰ）＞ 24.5% | ⇒ | ＜17～18年度（第２次ＡＰ）＞ 22.1% | | | | |
| ・ビジネスマッチングの成約案件 | 6.2千件 | ⇒ | 10.4千件 | ⇒ | 15.9千件 | ⇒ | 24.0千件 |

３．事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中ではＤＥＳ（デット・エクイティ・スワップ）やＤＩＰファイナンスが引き続き活用されている。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先 | 201件 | 2,305億円 | ⇒ | 302件 | 3,422億円 | ⇒ | 380件 | 3,572億円 | ⇒ | 391件 | 2,803億円 |
| ・整理回収機構の支援決定先 | 3件 | 608億円 | ⇒ | 10件 | 631億円 | ⇒ | 22件 | 942億円 | ⇒ | 38件 | 1,176億円 |
| ・企業再生ファンドへの出資 | | 109億円 | ⇒ | | 168億円 | ⇒ | | 169億円 | ⇒ | | 162億円 |
| ・ＤＥＳ（債務の株式化） | 29件 | 175億円 | ⇒ | 33件 | 261億円 | ⇒ | 24件 | 191億円 | ⇒ | 34件 | 256億円 |
| ・ＤＤＳ（債務の資本的劣後ローン化） | 7件 | 56億円 | ⇒ | 57件 | 281億円 | ⇒ | 64件 | 257億円 | ⇒ | 51件 | 166億円 |
| ・ＤＩＰファイナンス（法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給） | 152件 | 566億円 | ⇒ | 188件 | 192億円 | ⇒ | 136件 | 160億円 | ⇒ | 563件 | 197億円 |

４．担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・財務制限条項を活用した商品による融資 | 2.1千件 | 339億円 | ⇒ | 3.6千件 | 954億円 | ⇒ | 5.4千件 | 2,031億円 | ⇒ | 4.5千件 | 2,385億円 |
| ・シンジケートローンの組成 | 219 件 | 2,993億円 | ⇒ | 420 件 | 4,792億円 | ⇒ | 567 件 | 5,245億円 | ⇒ | 635 件 | 6,700億円 |
| ・動産・債権譲渡担保融資 | 10.0千件 | 1,102億円 | ⇒ | 19.0千件 | 1,737億円 | ⇒ | 23.5千件 | 1,998億円 | ⇒ | 18.2千件 | 2,029億円 |
| （うち動産担保融資） | （個別に把握せず） | | ⇒ | （同　左） | | ⇒ | 27 件 | 47億円 | ⇒ | 153 件 | 131億円 |

5．地域の利用者利便向上、地域活性化については、地域の特性に応じた様々な取組みが行われる中、特に、ＰＦＩ事業への融資が増加。

| | ＜ 15年度 ＞ | ＜ 16年度 ＞ | ＜ 17年度 ＞ | ＜ 18年度 ＞ |
|---|---|---|---|---|
| ・ＰＦＩ事業への融資 | 22 件　187億円 ⇒ | 49 件　409億円 ⇒ | 71 件　326億円 ⇒ | 116 件　625億円 |

≪参考：地域金融機関が自主的に設定した数値目標の進捗状況≫

地域金融機関が自主的に設定した数値目標のうち、進捗状況（実績）を公表している数値目標に関する達成度の自らの評価

○「目標を上回り達成」 約６２％　○「目標を概ね達成」 約１６％　○「目標の達成には至らなかった」 約２２％

## Ⅱ　地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

### １．地域金融機関における見方

総じて、自らの地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗しているとの積極的評価が多いものの、事業再生のスピードアップや目利き能力の向上、法令遵守態勢の強化、利用者への情報提供を課題にあげる金融機関もある。

### ２．利用者における見方（取組み全体に対する評価）

利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は半数を超えて更に増加する一方、消極的な評価は減少している。

（積極的評価）

・経営相談等、特にビジネスマッチングへの取組みが積極的に行われている。
・財務諸表等の書面よりも、経営者自身や現場の動向等を重点的に評価し始めている。
・貸し渋り・貸し剥がしの問題はあまり聞かなくなった。
・数年前と比較すると、相当、地域経済の活性化や地域貢献に努力している。

（消極的評価）

・取組み姿勢は窺えるが、実感として変化が見られない。
・金融機関により取組み姿勢にバラつきがあり、また同一金融機関であっても、支店間・職員間の取組み姿勢にも格差がある。
・依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足している。

○ 地域密着型金融の機能強化に関する取組みに対する評価

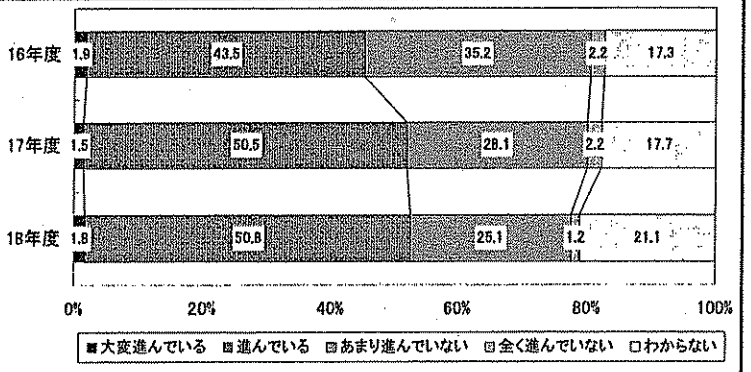

## ３．利用者における見方（各施策に対する評価）

### （１）事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

創業・新事業支援、経営相談・支援、顧客への説明態勢・相談苦情処理、人材育成の各項目は、いずれも積極的評価が消極的評価を上回っている。

しかしながら、担保・保証に過度に依存しない融資については、なお、若干ながら消極的評価が上回っており、事業再生への取組みについては、引き続き消極的評価が多い。

| 調査項目 | 創業・新事業支援機能等の強化 | 経営相談・支援機能の強化 | 事業再生への取組み | 担保・保証に過度に依存しない融資等 | 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 | 人材の育成（※） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 積極的評価 | ３９．５（24.5） | ５０．７（33.5） | ２４．３（18.5） | ４１．６（20.4） | ５１．７（27.6） | ３５．６（34.3） |
| 消極的評価 | ３８．３（48.6） | ３２．８（45.5） | ４０．７（44.8） | ４２．４（61.2） | ２５．３（43.7） | ３３．４（33.3） |

（単位：%、カッコ内は15年度分の調査結果（※は17年度分）。積極的・消極的評価の合計と100%との差は「分からない」との回答。以下同じ。）

### （２）地域の利用者の利便性向上への取組み

情報開示については、積極的評価が消極的評価を上回っているものの、利用者満足度重視の経営確立については、なお、若干ながら消極的評価が上回っている。また、地域再生のための連携、地域貢献については、引き続き消極的評価が多い。

| 調査項目 | 地域貢献等に関する情報開示 | 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立 | 地域再生推進のための各種施策との連携等（※） | 地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況 |
|---|---|---|---|---|
| 積極的評価 | ４２．４（25.0） | ４４．５（36.4） | ２５．３（24.3） | ３２．９（30.3） |
| 消極的評価 | ３５．３（46.2） | ４５．５（46.6） | ３９．７（40.8） | ４３．９（47.3） |

## Ⅲ　まとめ

地域密着型金融については、２次のアクションプログラムの４年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっているが、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等がなお不十分であるとの指摘がある。

先般とりまとめられた金融審議会報告書においては、「事業再生をはじめとした取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の３項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところ。

これらを踏まえた各金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいりたい。

# 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について
## ー地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立をー
## ≪金融審議会 金融分科会 第二部会報告 概要≫

### 現状認識

≪これまでの成果≫
○ 取組み件数・金額の実績は着実に向上。
○ 基本的概念・個々の手法は浸透・定着。
○ 不良債権比率は低下。「緊急時」から「平時」対応へ。

≪不十分な点、課題≫
○ 金融機関の取組みは、二極化傾向。
○ 事業再生、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等は不十分との評価。
○ 収益向上に結びついているか途半ば。
○ 例示項目がチェックリストと化し、その消し込みに留まっているとの指摘。
○ 2年期限の計画、半期報告というプログラム形式が経営の自由度を制約、短期的に成果が上がる取組みを助長との批判。

≪新たな環境≫
○ 主要行等との競争激化、ゆうちょ銀行、政策金融改革等の新しい動き。
○ 少子高齢化、財政事情の悪化の下、地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域に多くの問題。
○ 再チャレンジ支援の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていく必要。「点」の事業再生を地域全体の「面」的再生につなげていくことが課題。

### 基本的考え方

○ 地域密着型金融の必要性の確認
・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。
・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。

○ 地域金融機関は、地域の面的再生でも貢献可能
・地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。
・このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。

○ 適切なコミットメント
・地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

### 具体的取組み内容・推進体制

【具体的取組み内容】
○ 金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

の3点に限定。
具体的取組み方法は各金融機関に委ねる。

○ 協同組織金融機関については経営力強化を引き続き求める一方、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的取組みを推進。
・個別機関には、協同組織性を活かした取組み、地域への貢献・還元を期待。
・中央機関・業界団体には、ネットワークを活かした他機関との連携、個別金融機関の余裕資金運用機能の一層の活用等を期待。

【推進体制】
○ プログラム形式をとらず、監督指針に盛り込み恒久化。
○ 画一的・総花的な計画策定・報告は求めず、日常の監督の中でフォローアップ。
○ 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス。
○ 年1回程度の実績公表。取組み事例公表。
○ 中央・地方両レベルでの関係機関・関係省庁との連携強化。

# 地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」（概要）
（金融審議会第二部会報告　平成19年4月5日）

○　地域密着型金融の必要性・基本的考え方
・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
・地域の面的再生でも貢献可能（資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり）
・適切なコミットメント（地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要）

○　地域密着型金融の具体的内容
➢　金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。
①　ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
②　事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
③　地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○　地域密着型金融の推進体制
(1) 金融機関の態勢整備
・　収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
・　地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化
(2) 金融機関への要請事項
・　取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
・　利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック
(3) 行政の関与のあり方
・　画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
・　年１回程度の実績公表、取組み事例公表
・　利用者の声の把握と結果公表
・　自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス（主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等）
(4) 行政当局の態勢整備（中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化）

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（概要）
Ⅱ－５　地域密着型金融の推進

1. 意義
(1)　経緯
・　報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
・　通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載
(2)　基本的考え方
⇒　左記の報告書に記載されたものを改めて明示

2. 主な着眼点
(1)　態勢整備（金融機関の態勢面を検証）
・　地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
・　経営資源の「選択と集中」の徹底状況
・　推進の基本方針の開示（経営の中期計画等において明示されているか）及び職員への徹底の状況
・　人材育成・活用、関係者との連携の状況
・　利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況
(2)　具体的取組み（以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。）
①　ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
②　事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
③　地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

3. 監督手法・対応
➢　自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備
➢　個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意
(1)　取組み状況の把握
・　総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ（自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況）
・　年１回の実績とりまとめ公表
・　利用者の声を把握する調査の年１回実施、結果公表
(2)　情報開示と市場規律を通じたガバナンス
・　金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
・　シンポジウムを年１回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
・　先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年１回事例紹介や顕彰等を実施

# 平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

## 金融規制の質的向上

### 金融行政を巡る局面のシフト

○ ２次にわたるアクションプログラムの下、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗。今後は、監督指針に基づく恒久的な枠組みの下で、引き続き地域密着型金融を推進。

○ 我が国金融・資本市場の活性化等が優先的政策課題となっており、金融規制・監督の質が改めて問われる状況。

### 監督の質的向上

① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

（なお、各金融機関において、自己責任の下、経営陣のリーダーシップにより、適切な経営管理がなされているか留意するとともに、引き続き検査部局や各財務局等との連携強化を図る。）

## 重点分野

### 1. 地域密着型金融の推進

金融機関は、地域密着型金融の強化のための各種施策に積極的に取り組み、それらの取組みは総じて着実に進捗。他方、利用者からは「事業再生への取組み」「担保・保証に過度に依存しない融資」「地域貢献」などにおいては、なお不十分との評価が見られることから、一層の推進が求められるところ。地域密着型金融の本質に係わるこれらの取組みについて引き続きフォローアップを行う。

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底
(3) 持続可能な地域経済への貢献

### 2. 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上

金融機関においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法の施行を踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められている。また、組織犯罪による金融サービスの利用を防止するための対応の必要性も高まっている。こうした状況を踏まえ、以下の点について重点的な監督を行う。

(1) 顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
(2) 法令等遵守（コンプライアンス）
(3) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保
(4) 顧客情報の管理態勢の確立
(5) システムリスク管理態勢の適切性の確保
(6) 外部委託先における適切な業務運営の確保

### 3. リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

リスク管理態勢の充実・強化等に取り組み、預金者等の信頼を得ることが地域密着型金融の推進には不可欠。また、複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や金利・市場動向等の主要なリスク・シナリオを踏まえ、適切なリスク管理がなされているか、以下の点について重点的な監督を行う。

(1) 資産査定、信用リスク管理の信頼性確保
(2) 市場リスク管理態勢の整備
(3) バーゼルⅡへの対応